

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊生企第357号

令和4年4月15日

見守りカメラ設置による通学路安全モデル校区事業の実施について(通達) 県警察では、「通学路等における子供の安全確保のための対策の推進について(通達)」(平成30年8月1日付け熊生企第701号)等に基づき、教育委員会・学校、地域住民、自治体等と連携した通学路等における児童の安全確保対策を講じているところである。

このような中、平成30年度から実施している見出しの事業について下記のとおり継続して実施することとしたので、各警察署にあっては、本事業の実効性が高まるよう、効果的な活動を推進されたい。

なお、「平成31(2019)年度見守りカメラ設置による通学路安全モデル校区事業について(通達)」(平成31年4月1日付け熊生企第318号)、「令和2年度見守りカメラ設置による通学路安全モデル校区事業について(通達)」(令和2年4月1日付け熊生企第233号)及び「令和3年度見守りカメラ設置による通学路安全モデル校区事業について(通達)」(令和3年4月16日付け熊生企第330号)は廃止する。

記

1 事業の目的

本事業は、小学校の通学路に防犯カメラを設置するとともに、関係機関・団体が連携して、防犯に関してそれぞれができることに取り組むことにより、通学路における児童の安全を確保することを目的とする。

2 事業の概要

県警察が、公益社団法人熊本県防犯協会連合会の助成を受け、通学路における児童を見守るための防犯カメラ(以下「見守りカメラ」という。)を通学路に設置するもので、設置後の見守りカメラの運用は各小学校が行う。

設置にあたっては、警察本部において、教育委員会を通じるなどして県内の小学校に対して「見守りカメラ設置による通学路安全モデル校区」(以下「モデル校区」という。)を募集し、応募のあった小学校の中から、2校程度を選定してモデル校区に選定し、見守りカメラを設置する。

3 各警察署における対応

(1) 見守りカメラの設置促進

各警察署は、防犯カメラの設置が警察活動にとって有用であることを十分に認識した上で、自署管内で防犯カメラの設置が必要な小学校に対し、本事業への応募を働きかけるなどして、見守りカメラの設置促進を図ること。

(2) 地域と警察が連携した見守り活動の促進

本事業を契機とし、通学時間帯の合同パトロール等、従来から実施する警察とボランティアが連携した目に見える見守り活動・パトロールの更なる強化を推進すること。

(3) 積極的な広報活動による安全安心なまちづくりに対する気運醸成

見守りカメラの設置効果として、当該校区における犯罪の起きにくい環境づくりの促進や周辺住民の自主防犯意識の高揚等、安全安心なまちづくりに対する気運醸成が見込まれることから、モデル校区の指定及び活動に関する広報活動を積極的に行うこと。

(4) 協力・企業団体の積極的な広報及び賞揚

見守りカメラの設置場所の提供や維持費の負担など、本事業への協力が顕著な企業や団体については、積極的な広報や感謝状贈呈などの賞揚に努めること。

(5) 見守りカメラの積極的な活用促進

見守りカメラの設置箇所を管轄する警察署にあつては、自所属職員に周知するなど、積極的な活用促進を図るとともに、モデル校区との良好な関係の保持に努めること。

なお、モデル校区については、公開キャビネットに掲載する。